

不在者投票について

福島県知事選挙の投票日は**10月25日（日）**です。
住民票のある本宮市から他の市区町村へ転出や滞在されている方については、一定の手続により**転出先（滞在地）の市区町村の選挙管理委員会**で**不在者投票**ができます。

■ 今回行われる選挙

選挙の種類	告示日	投票日
福島県知事選挙	10月8日（木）	10月25日（日）



■ 不在者投票のできる者

次のすべての条件を満たしている方が、不在者投票を行うことができます。

- （１）満18歳以上の日本国民であること → 平成20年10月26日までに生まれていること
- （２）選挙人名簿に登録されていること → 令和8年7月7日までに転入届を提出していること
- （３）投票日当日、不在者投票のできる事由のいずれかに該当する見込みがあること

※不在者投票のできる事由とは？

- 仕事、学業、地域行事、結婚式、葬式がある等
- 避難、旅行、ショッピング等のため、投票区の区域外に滞在している
- 病院に入院、老人ホーム等に入所している等
- 引越し等をして他の市町村に住んでいる（引越し後3カ月以内）
- 天災、悪天候により投票所にたどり着くのが困難

■ 不在者投票のできる期間・時間等

選挙の種類	投票用紙等の請求期間	不在者投票のできる期間	不在者投票のできる時間
福島県知事選挙	10月24日（土）まで	10月9日（金） ～ 10月24日（土）	午前8時30分 ～ 午後8時

★留意事項★

市役所（役場）の支所・出張所等が不在者投票所の場合は、**午後8時より前に終了する場合があります**ので、ご注意ください。

■ 不在者投票のできる場所

現在お住まい（滞在先等）の市区町村選挙管理委員会にご確認ください。

■ 不在者投票の手続き

① 投票用紙等を請求する

まず、不在者投票を行うことを、本宮市選挙管理委員会にご連絡をいただき、その後「**不在者投票宣誓書（請求書）**」に必要事項を記入し、本宮市選挙管理委員会へ送付してください。

※ 「不在者投票宣誓書（請求書）」の様式は、本宮市選挙管理委員会のホームページからダウンロードし、使用できます。

※ 不在者投票のできる期間よりも前に請求することもできますので、早めの請求をお願いします。



② 投票用紙等を受け取る

「不在者投票宣誓書（請求書）」が本宮市選挙管理委員会に到着しましたら、所定の審査を行い、「投票用紙等」を封筒にて送付いたしますので、郵送されてきた封筒（**投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）**、**不在者投票証明書**）を受け取ってください。

- ・ 不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開封しないでください。
- ・ 自宅で投票用紙に記載しないでください。

【注意！！】
証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。



③ 現在お住まいの市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して現在お住まいの市区町村選挙管理委員会で投票してください。

※ お住まいの市区町村から本宮市選挙管理委員会へ投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

※ 不在者投票用紙等の交付を受けた後に、「当日投票」又は「期日前投票」をする場合は、投票用紙等を返還しないと投票することができませんので、必ず郵送で届いた封筒（投票用紙等入り）を持参し、期日前投票所又は投票所で返還し、投票を行ってください。

不在者投票をぜひご活用ください、あなたの清き一票を！



詳しくは、本宮市選挙管理委員会（電話0243-24-5438）、または現在お住まい（滞在先等）の市区町村の選挙管理委員会までお問い合わせください。